

下水道使用料及び受益者負担金（分担金）の見直しについて

1. 見直しの趣旨

本市の下水道事業は、既存施設の老朽化に伴い本格的な改築更新の時期を迎えており、激甚化する自然災害に備えるための耐震対策や浸水対策も必要であるなど、今後、重要インフラである下水道施設の機能を適正に維持していくために多額の費用が見込まれます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展により使用料収入は減少傾向をたどり、一般会計からの繰入にも限界があることから、事業経営が困難な状況を迎えています。

使用料については、市町村合併以降、現在に至るまで全市的な見直しは行われておらず、処理区ごとに異なる現行の使用料体系は公平性などの面から課題があり、現在の使用料収入では施設の運転費程度を賄うのが限度となっています。

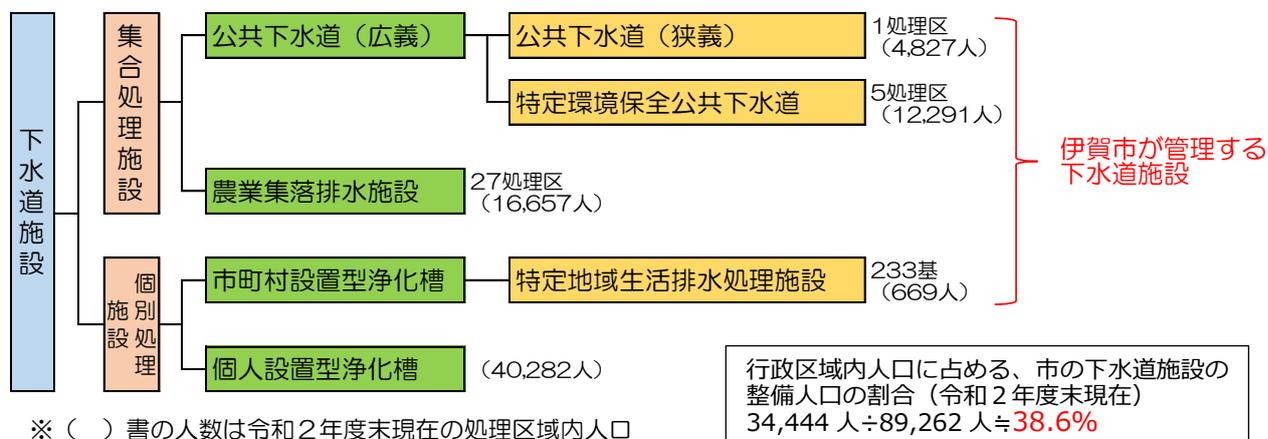
こうした状況から、下水道事業の持続的かつ安定的な経営のためには使用料の見直しが不可欠であるとの判断のもと、令和元年7月に伊賀市下水道事業経営検討委員会へ適正な使用料等のあり方について諮問し、その結果について令和3年3月に答申を受けたことから、答申の趣旨を踏まえた使用料体系の見直しを図るものです。

また、下水道受益者から事業費の一部を徴収する受益者負担金（分担金）についても、現在、処理区によって徴収方法や徴収額などの取扱いが異なっていることから、合わせて見直しを図ります。

2. 経営の現状

(1) 伊賀市の下水道事業

本市では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業（浄化槽市町村整備推進事業）の4事業を実施しています。



※以降、表示の関係上、公共下水道事業を「公共」、特定環境保全公共下水道事業を「特環」、農業集落排水事業を「農集」、特定地域生活排水処理事業（浄化槽市町村整備推進事業）を「浄化槽」と略称する場合があります。

(2) 下水道事業会計の現状

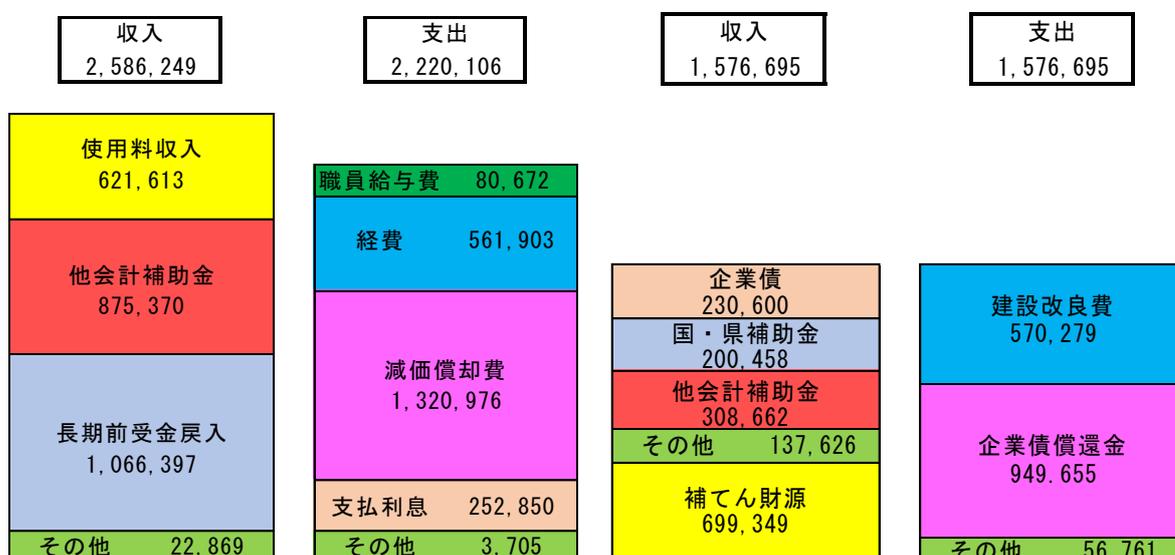
1) 収支の状況（令和2年度・下水道事業全体）

- 収益的収支では、他会計補助金、（一般会計繰入金）や長期前受金戻入により、約 366 百万円の当年度純利益を計上しています。
- 資本的収支では、建設改良費や企業債償還金等の支出に対する財源として不足する約 699 百万円は未処分利益剰余金等を充当することにより補てんしています。
- 下水道事業全体で、年間約 11.8 億円を一般会計から繰り入れています。

《収益的収支》

《資本的収支》

（単位：千円）



2) 経費回収率

- 令和2年度の下水道事業全体の経費回収率（使用料による汚水処理費の回収割合）は 33.7%となっています。
- 汚水処理費のうち、施設の運転等に係る維持管理費を使用料で 100%賄いきれておらず、施設整備等の投資に係る資本費については全く回収できていない状況です。

※資本費に係る経費回収率について、国が示す目標値は 40%となっています。

また、全国平均は 21.1%、三重県平均は 5.1%となっています。

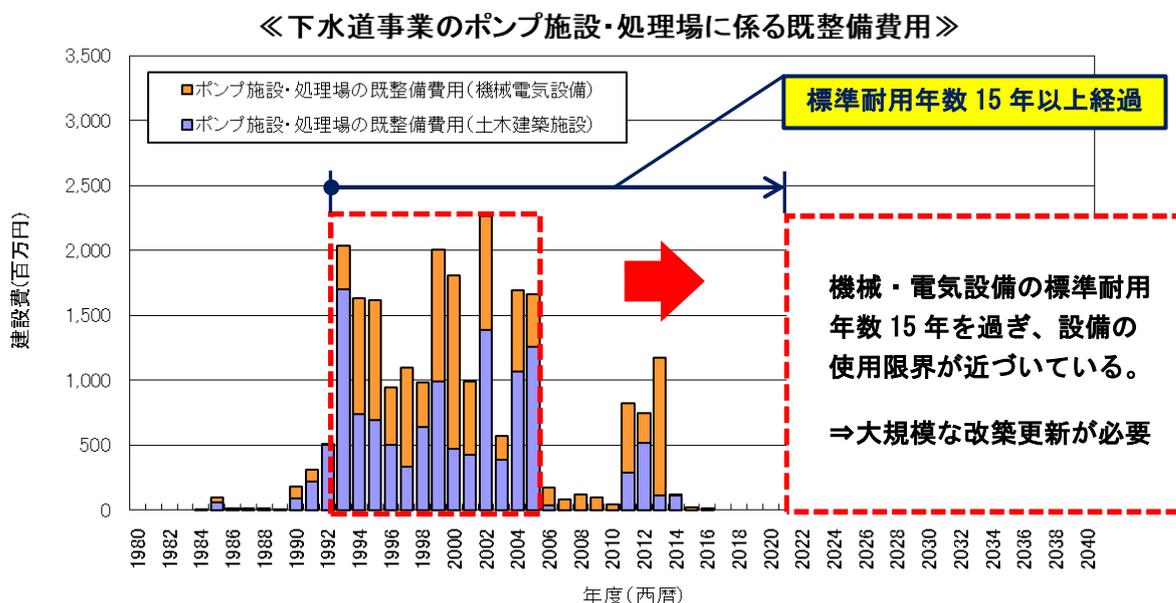
（全国平均、三重県平均の値は、令和元年度地方公営企業年鑑（総務省）をもとに、現行使用料の施行年度が H28 年度以降の事業について集計。）

（単位：千円）

項目	公共	特環	農集	浄化槽	合計
①下水道使用料	95,989	215,076	294,724	15,825	621,614
②汚水処理費	110,571	635,671	1,068,853	29,523	1,844,618
③維持管理費	104,621	156,339	357,789	23,363	642,112
④資本費	5,950	479,332	711,064	6,160	1,202,506
うち元金	5,706	381,565	558,058	4,327	949,656
うち利息	244	97,767	153,006	1,833	252,850
経費回収率 (%) ①/②	86.8%	33.8%	27.6%	53.6%	33.7%
うち維持管理費分 ①/③	91.7%	137.6%	82.4%	67.7%	96.8%
うち資本費分 (①-③)/④	-145.1%	12.3%	-8.9%	-122.4%	-1.7%

3) 本格的な改築更新時期の到来

既存の汚水処理施設における機械・電気設備は、多くが標準耐用年数の15年を経過しており、本格的な改築更新の時期を迎えています。



(3) 下水道使用料の現状

1) 現行の使用料体系

- 本市下水道事業の現行の使用料体系は、事業ごと、処理区ごとに算定方式や単価が決められています。
- 多くの処理区で世帯人数に応じて使用料を算定する方法(人頭制)を採用していますが、使用実態を適切に反映できない部分があり、他市では水道使用水量を基に算定する従量制へ移行する例が多くなっています。
- 事業ごと、処理区ごとに異なる使用料体系は、同じ伊賀市の汚水処理サービスという観点から見た場合、公平性の点で課題があります。
- 本市の現行の下水道使用料は **別紙1** のとおりです。

事業	使用料の算定方式
公共下水道事業	水道の使用水量に応じて算定(従量制) 使用水量(m ³) × 単価
特定環境保全公共下水道事業	世帯人員数に応じて算定(人頭制) 世帯人数(人) × 単価
農業集落排水事業	
特定地域生活排水処理事業 (浄化槽市町村整備推進事業)	浄化槽の人槽区分ごとに定額の使用料を設定 (人槽制)

※特環、農集の一部事業所は従量制を採用

2) 使用料単価

- 使用料の水準を示す指標である使用料単価（有収水量 1 m³当たりの使用料収入）は、下水道事業全体で約 159 円/m³となっています。
- 国が地方財政措置を講じる上での最低限行うべき経営努力の基準として、使用料単価 150 円/m³（月 3,000 円/20 m³）が総務省から示されており、本市の場合、下水道事業全体ではこの基準を上回っていますが、事業別で見た場合、公共下水道が基準を下回っており、浄化槽は基準を大きく上回る水準となっています。
- 県内他市との比較（下水道事業全体）では、5 番目に低い水準となっています。

◀伊賀市と県内各市の使用料単価（令和元年度）▶

（伊賀市の事業別使用料単価）

事業	使用料収入 (千円)	有収水量 (千m ³)	使用料単価 (円/m ³)
公共	94,934	773	122.8
特環	217,168	1,299	167.2
農集	281,391	1,700	165.5
浄化槽	15,946	54	295.3
計	609,439	3,826	159.3

（県内各市との比較）

団体	使用料収入 (千円)	有収水量 (千m ³)	使用料単価 (円/m ³)
いなべ市	496,640	4,427	112.2
津市	2,052,233	15,298	134.2
亀山市	542,471	3,633	149.3
伊勢市	1,021,866	6,633	154.1
伊賀市	609,439	3,826	159.3
鈴鹿市	2,018,341	11,835	170.5
名張市	610,916	3,514	173.9
鳥羽市	47,316	271	174.6
松阪市	1,548,295	8,748	177.0
四日市市	4,849,955	25,528	190.0
桑名市	2,176,171	10,953	198.7
志摩市	92,625	370	250.3

出典：令和元年度地方公営企業年鑑（総務省）

3. 経営戦略に基づく今後の見通し

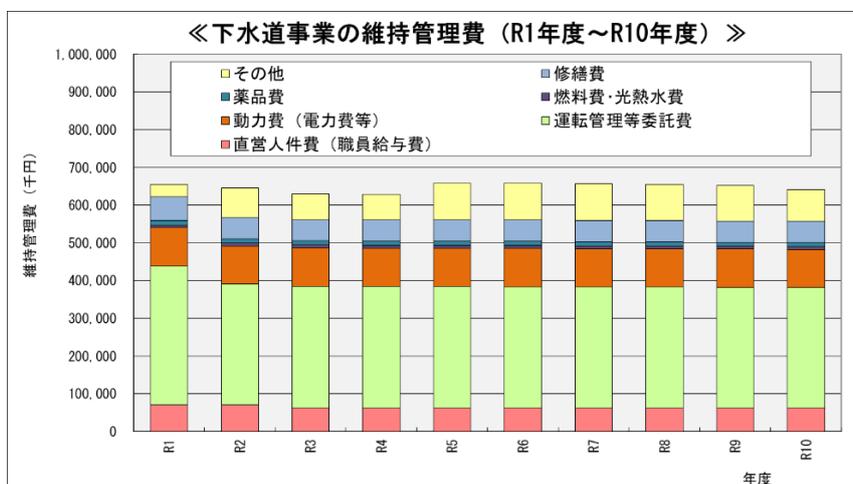
下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、中長期的な事業運営の基本方針と主要施策等を示す伊賀市下水道事業経営戦略 2019（計画期間：令和元年度～令和10年度）を策定し、現在、その取り組みを進めています。

この計画における使用料の算定に係る収支項目の今後の見通しは次のとおりです。

(1) 汚水処理費の見通し

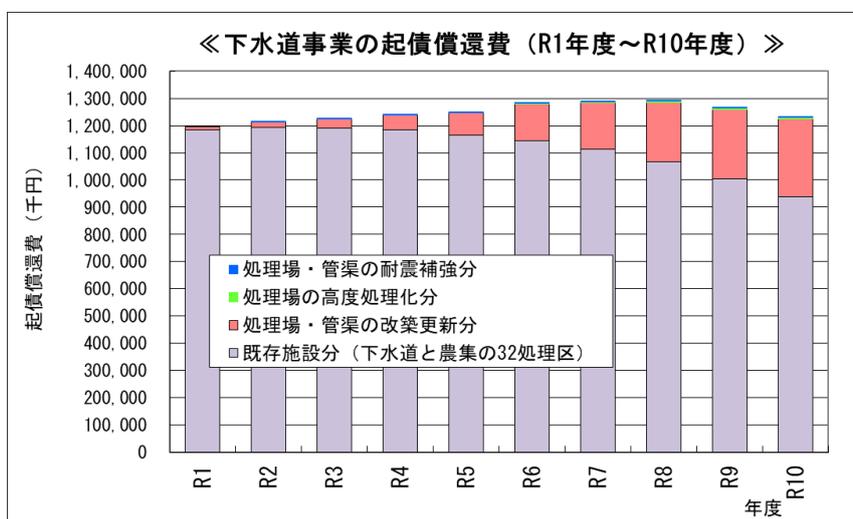
1) 維持管理費

- ▶ 年度当たり約 6.5 億円程度で推移していくものと見込んでおり、処理場の運営管理委託費が全体の約 60%を占めています。
- ▶ 処理場の統廃合など、効率的な施設運営による経費削減を図っていく必要があります。



2) 資本金（企業債償還費）

- ▶ 年度当たり約 12 億円～13 億円で推移していく見込みです。
- ▶ 今後、施設の改築更新等に係る償還費は増加しますが、既存処理区の整備に係る償還が順次終了していくため、令和7年度～8年度をピークに緩やかな減少傾向に転じる見通しです。

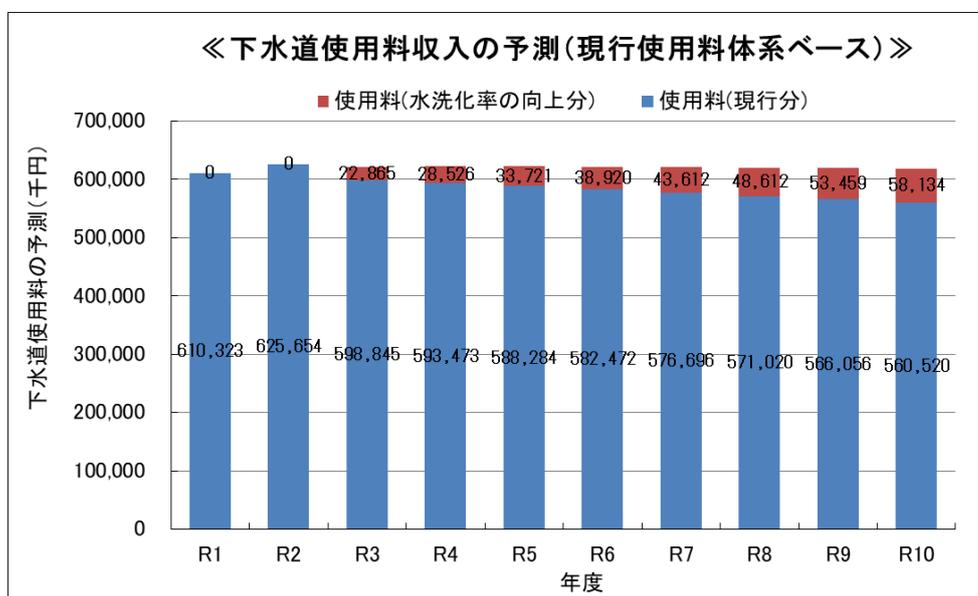


- 企業債充当対象となる、主な建設改良事業（投資計画）と投資額は以下のとおりです。既存施設の改築更新費用が全体事業費の約 70%を占めています。

項目	投資計画	投資額	備考
新規整備(汚水) 【普及促進】	山田南地区（整備済）	約5.5億円	投資額はR1年度分
既存処理区に係る施設の 改築更新【老朽化対策】	施設の改築更新（管路は重要 路線のみ）	約115.4億円	
戸別合併処理浄化槽の 改築更新【老朽化対策】	青山地区の戸別合併処理浄 化槽の修繕	約0.2億円	
地震対策	老朽化対策に合わせた施設 の耐震診断・耐震工事等	約2.6億円	
不明水対策	不明水調査	約0.8億円	対策の検討及び実施
処理施設の高度処理 【公共用水域の水質保全】	特定環境保全公共下水道の 2 処理場の高度処理化	約6.2億円	広域化・共同化を視野 に入れ検討
その他	その他設計費や諸経費	約28.9億円	
計		約159.6億円	

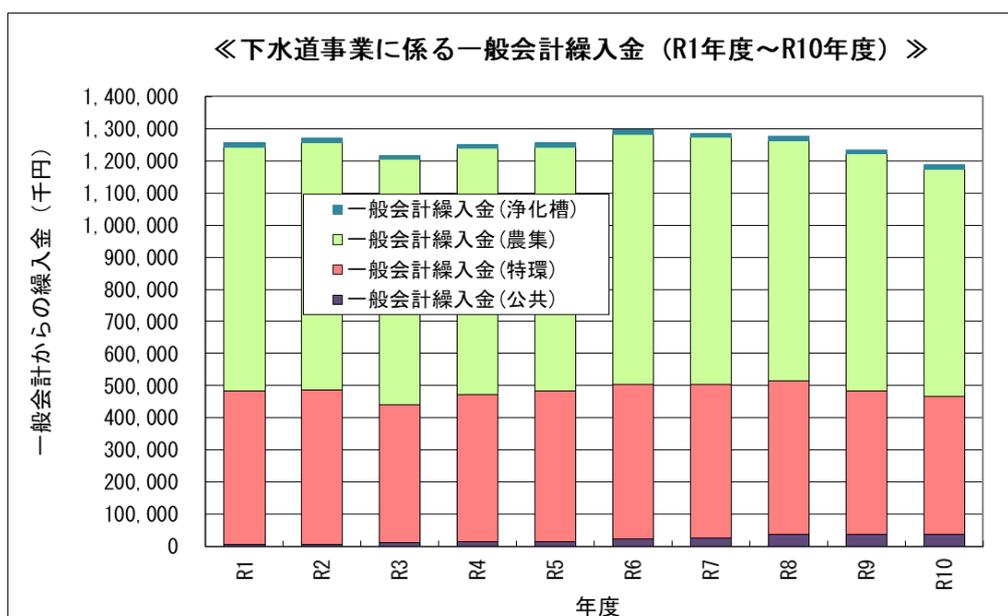
（２）使用料収入の見通し

- 行政区域内人口の減少傾向に伴い、下水道整備区域内の人口も減少していくことが予想されることから、現行の使用料体系を継続した場合、使用料収入は約 6.1 億円～5.6 億円程度にまで減少する見込みです。



(3) 一般会計繰入金の見通し

- 年度当たり約 12 億円～13 億円程度で推移する見込みです。
- 公共用水域の水質保全など公的な便益から、一定部分を公費で負担することは妥当ですが、現行の使用料体系が事業運営の実態に見合わなくなっていることや、小規模な処理場が多く、施設運営が非効率であることなどにより、本来使用料で賄うべき経費を賄い切れず、一般会計からの繰入に依存している状況です。



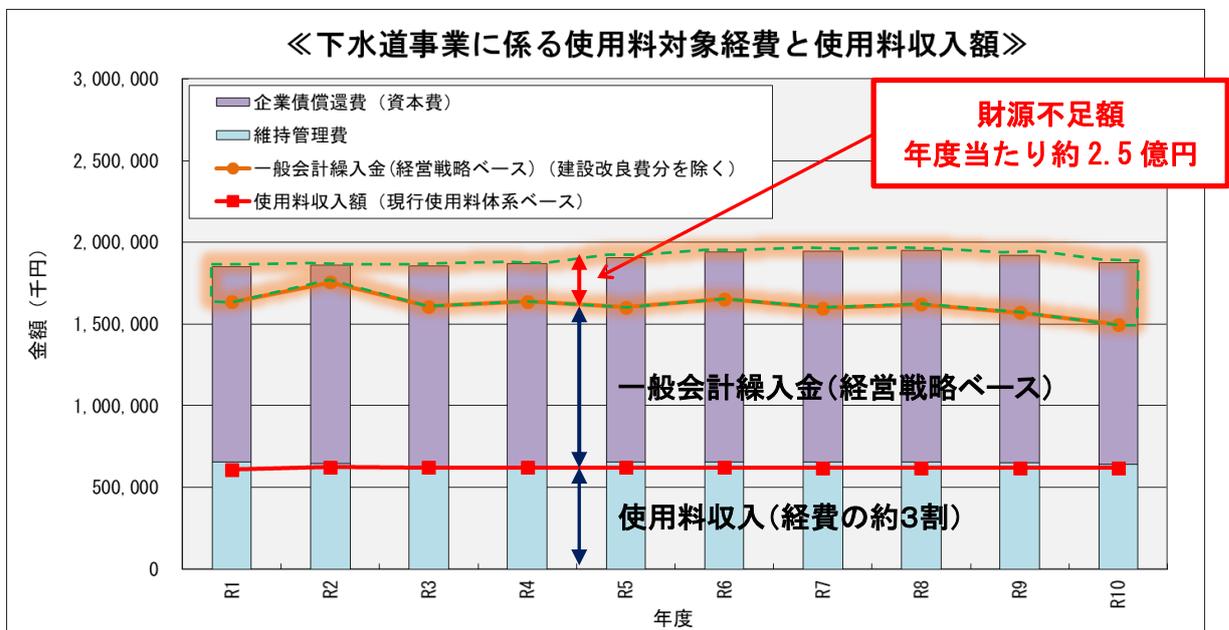
4. 伊賀市下水道事業経営検討委員会答申の概要

(1) 使用料改定の目標

- 経営戦略における使用料の算定に係る収支項目の見通しから、下水道事業全体として、**年度当たり約 2.5 億円の財源不足** (R1 年度～10 年度までの 10 年間の平均) となる見込みだが、本来使用料で賄うべき経費の一部を一般会計繰入金で賄っている現状や、一般会計の厳しい財政状況等から、この財源不足を一般会計の負担 (繰入金) に求めることは難しい。



- 当該財源不足を使用料で賄うため、現行の使用料体系による使用料収入に対し、**平均 1.4 倍の増収を図ることを目標とする。**



(単位: 百万円)

項目	年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計	平均
	区分		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	(R1~R10)	(R1~R10)
支出	起債償還費 ①		1,196	1,213	1,225	1,240	1,250	1,282	1,290	1,294	1,268	1,234	12,492	1,249
	維持管理費 ②		655	646	630	629	658	658	657	655	653	641	6,480	648
	計 ③		1,851	1,859	1,855	1,868	1,908	1,939	1,946	1,949	1,921	1,875	18,972	1,897
収入	使用料収入額 (現行ベース) ④		610	626	622	622	622	621	620	620	620	619	6,201	620
	一般会計繰入金 (経営戦略ベース) ⑤		1,020	1,103	1,011	1,021	1,020	1,063	1,026	1,062	1,027	957	10,310	1,031
	計 ⑥		1,630	1,728	1,633	1,643	1,642	1,685	1,646	1,682	1,647	1,575	16,511	1,651
	不足金額 ⑦		221	131	222	225	266	255	300	267	274	300	2,460	246
	必要改定率 ⑧		1.36	1.21	1.36	1.36	1.43	1.41	1.48	1.43	1.44	1.48	1.40	1.40

※上記金額は経営戦略の収支計画ベース
 ※③=①+②、⑥=④+⑤、⑦=③-⑥、⑧=(④+⑦)/④
 ※⑤は未確定の新規建設改良に係る分を除く

(2) 使用料体系

- ① 使用実態をより適正に反映できる公平な使用料体系とし、合理的かつ可能な範囲で使用料体系を統一することが望ましい。
- ② 使用料の算定方法について、公平性の観点から、実際の使用水量に応じて算定する従量制へ移行することが望ましい。
- ③ 改定に当たっては、使用者の急激な使用料負担の増加を緩和するための段階的な軽減措置を講じる。

(3) 附帯意見等

- ① コロナ禍における社会経済状況への配慮
- ② 改定の趣旨や内容等に係る十分な周知
- ③ 小口使用者や子育て、高齢者世帯への配慮と使用者間で負担増の偏りが生じない使用料の設定
- ④ 施設の統廃合等、計画的な事業推進とコスト削減等の経営努力
- ⑤ 概ね5年程度を基本とした定期的な使用料の見直し検証

5. 答申を踏まえた使用料の改定内容

(1) 基本的な考え方

- 使用者の急激な負担増を緩和しつつ、今後必要と見込まれる財源を確保するため、**令和10年度**に単年度ベースで現行の使用料体系による使用料収入額の**1.4倍の増収を図ることを目標とした段階的な改定**を行います。
- 使用料体系の公平性と使用料関係業務の効率性の確保、また、今後、処理場等施設の統廃合を進めていくことから、使用料の算定方法を水道の使用水量を基礎とする**従量制**とし、**使用料単価を統一**します。
- 社会資本整備総合交付金の交付要件として少なくとも5年に1回、使用料改定の必要性の検証が義務付けられていることや、コロナ禍による社会経済の動向が予測を許さない状況であることなどから、**令和7年度を目途に**、社会経済の動向や下水道事業の収支状況等を踏まえ、**改定内容の再検証**を行います。
また、それ以降についても、**概ね5年以内ごとに使用料改定の必要性を検証**します。

(2) 改定使用料

1) 公共（産業汚水分を除く）、特環、農集、浄化槽（一般家庭、事業所等）

- **基本使用料**は使用者の負担増への配慮や経営の安定性、他市の状況等を総合的に勘案し、**1ヶ月当たり1,500円（税込1,650円）**としています。
（使用料対象経費の9割以上を占める固定費のうち、人件費や運転管理委託費などの維持管理費の40%程度を基本使用料で回収できる程度）
- 水道使用量の区分に応じて賦課する**従量使用料**は、使用水量（汚水排水量）の増

加に伴い使用料単価を高く設定する**累進制を採用**し、小口使用者等への配慮として、**10 m³までの単価を抑制**しています。

《改定使用料金表（一般家庭用・事業所等用）》

1ヶ月あたり使用料			
区 分	税 抜	税 込	
基本使用料	1,500 円	1,650 円	
従量使用料 (1m ³ あたり)	1m ³ から10m ³ まで	130 円	143 円
	10m ³ を超え20m ³ まで	190 円	209 円
	20m ³ を超え30m ³ まで	210 円	231 円
	30m ³ を超え100m ³ まで	220 円	242 円
	100m ³ を超え200m ³ まで	240 円	264 円
	200m ³ を超え500m ³ まで	260 円	286 円
	500m ³ を超え1,000m ³ まで	280 円	308 円
1,000m ³ を超える分	290 円	319 円	

(参考) 使用料対象経費の分解（下水道事業全体）

(単位：百万円)

項目	配分割合(%)		年度当たり平均 (R1~R10)			
	固定費	変動費	対象経費 (全体)	うち固定費	うち変動費	
企業債償還費 (資本費)	元金償還金	100	0	1,004	1,004	0
	支払利息	100	0	245	245	0
	計 ①			1,249	1,249	0
維持管理費	直営人件費（職員給与費）	100	0	64	64	0
	運転管理等委託費	100	0	326	326	0
	燃料費、光熱水費	50	50	8	4	4
	修繕費	50	50	57	29	28
	動力費（電力費等）、薬品費	0	100	112	0	112
	その他（監視用通信料等）	100	0	81	81	0
計 ②			648	504	144	
合計 ①+②			1,897	1,753	144	

※一般的に、固定費は基本使用料で回収することが適当とされていますが、施設型事業である下水道事業では使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きくなるため、固定費については各事業体の実態等に応じてその一部を基本使用料で、その他は加算使用料で回収することが妥当とされています。

2) 公共下水（産業汚水分）

- 上野新都市の産業汚水（産業用地内の企業等からの汚水）は、各事業所等で一次処理済みの汚水を処理していることから、一般家庭用とは異なる使用料体系となっていますが、使用料算定の基礎となる処理経費を一般家庭用分と明確に区分することが困難なため、一般家庭用の平均改定率に準じ、**現行使用料体系における各区分の単価の 1.4 倍**としています。

《改定使用料金表（産業汚水用）》

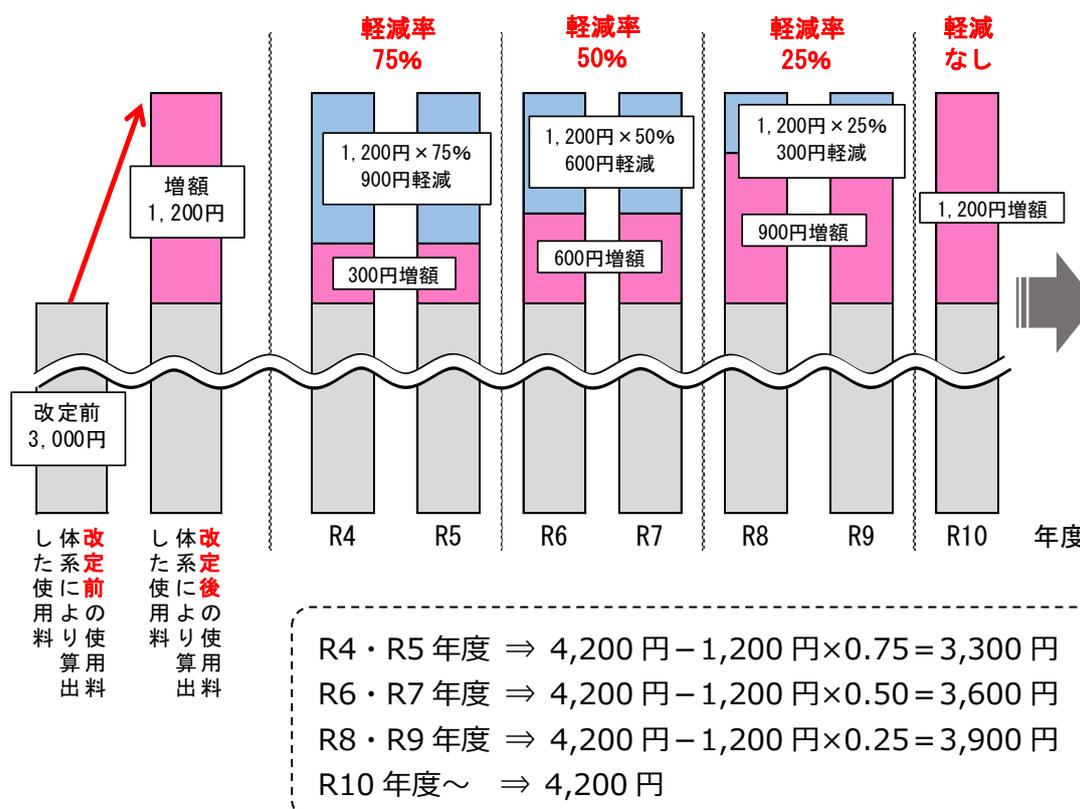
1ヶ月あたり使用料			
区 分		税 抜	税 込
基本使用料	200㎡まで	7,000 円	7,700 円
従量使用料 (1㎡あたり)	200㎡を超え500㎡まで	42 円	46 円
	500㎡を超え1,000㎡まで	49 円	53 円
	1,000㎡を超える分	56 円	61 円

(3) 激変緩和による段階的な改定

- 現行の使用料体系は、事業ごと、処理区ごとに決められており、使用料体系の統一に伴い、処理区ごとの改定度合いに差が生じることから、改定により生じる使用者個々の増減額に対し、段階に応じて 75%~25%の軽減率を乗じることにより、使用料負担の急激な変動を緩和します。

《段階的な軽減措置のイメージ》

例) 改定前 3,000 円⇒改定後 4,200 円で、1,200 円の増額となる場合



- 上記の使用料体系で段階的に改定を行った場合の、標準的世帯における処理区別の使用料シミュレーションは **別紙2** のとおりです。
- 参考として、県内他市等の下水道使用料を **別紙3** に示します。

(4) 井戸水等水道水以外の水を排除する場合

- 使用料を従量制で算定することに伴い、井戸水等、水道水以外の水を使用し、下水道へ排水した場合はその使用水量相当分の使用料を徴収します。
- 一般家庭の井戸の設置環境等によっては、水量を計測するためのメーターが設置できないケースが想定されることから、井戸水等水道水以外の水を排除する場合の使用水量の算定方法を下記のとおりとします。
- 運用開始までに井戸水使用者の調査やメーターの設置等、必要な準備を行います。
※現在、従量制で使用料を算定している一部の事業所等では、メーターによる使用水量の計測を行っています。

《井戸水等水道水以外の水を排除する場合の使用水量の算定方法》

項目	メーターによる場合	メーターがない場合
井戸水等のみ使用	井戸水等の使用水量	1人当りの使用水量（8 m ³ ）×世帯の人数
井戸水等と水道水を併用	水道使用量＋井戸水等の使用水量	1人当りの使用水量（4 m ³ ）×世帯の人数＋水道使用水量

6. 使用料改定による収支改善の見通し

- 現行使用料を継続した場合及び使用料改定を行った場合の下水道事業全体の収支シミュレーション（令和10年度まで）は **別紙4**、**別紙5**のとおりです。
- 令和10年度に現行使用料収入の1.4倍の増収となるよう、段階的に改定を行った場合、令和10年度における**経費回収率**は、現行使用料を継続した場合の32%から、**約45%にまで改善し、維持管理費の全額を使用料で賄える**見込みです。
- 汚水処理費のうち、**資本費に係る経費回収率**は、現行使用料を継続した場合では0%ですが、改定を行った場合、**約15%**となり、国が示す目標値（40%）や、全国平均値（約21%）には届かないものの、施設の改築更新等の**投資事業に係る財源の一定割合を使用料で賄える水準**となります。
- 事業運営に係る資金繰りのための現金預金についても、現行使用料を継続した場合では目減りとなりますが、改定を行うことにより10年間概ね同水準の残高を維持することができます。

※適正な使用料収入が得られない状態は、一般会計からの繰入（税投入）による補てんのさらなる増加や将来の下水道使用者の負担増を招くこととなります。
また、投入される税には下水道処理区域外の市民の税負担も含まれることから、受益と負担の観点からも望ましいとは言えず、使用料の適正化に向けた早急な見直しが必要です。

7. 使用料抑制に向けた経営努力

将来的な使用料負担の抑制に向け、事業者として経営効率化の取り組みを進めます。

(1) これまでの取り組み

1) 企業会計方式の導入

平成 29 年度より、会計方式を官公庁方式から企業会計方式へ移行し、財務諸表による経営内容・財政状況の見える化や、固定資産の減価償却による資産状況把握の適正化を図りました。

2) 上下水道部への組織統合

企業会計方式への移行に合わせ、水道事業を所管する水道部との組織統合により上下水道部を設置し、窓口統一によるお客様サービスの向上や事務部門を中心とする職員配置の再編と業務の効率化を図りました。

3) 下水道使用料の改定

処理区単位での安定的な維持管理を行うため、公共及び農集 8 処理区において使用料の改定を行いました。(その他、消費税率改定に伴う改定(全処理区)あり。)

4) 投資の合理化及び汚水処理体制の確保

最適な工法及び仕様の検証・選定により効率的な施設整備に努めるとともに、安定した施設の運転、適正な施設運営、技術の継承に努めてきました。

5) サービスの向上

啓発活動により下水道への接続促進を図るほか、お客様へのサービスの向上に努めてきました。

(2) 今後の取り組み

1) 施設の統廃合

今後人口減少に伴い処理人口も減少傾向が予想され、施設の処理能力の余裕が増加することで非効率な運転となる可能性があることから、令和 2 年 12 月に策定した「下水道施設統廃合計画」に基づき、隣接する処理区同士の統廃合を行うことで将来の改築更新費用と維持管理費の縮減を図ります。(31 処理場⇒14 処理場に統廃合の計画)

2) 民間委託の推進

現在、処理場等施設の運営は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物事業等の合理化に関する特別措置法に基づくものなど、民間事業者への業務委託を行っています。

民間の創意工夫を活かした業務の効率化によるコスト削減の観点から、料金関連業務や一定の修繕、窓口業務等も含めた包括的民間委託の導入を進めていきます。

8. 運用開始時期

関係条例の改正及び使用者への周知や料金システム改修等に必要な期間、また、使用料体系の変更に伴う徴収サイクルの円滑な切り替えを考慮し、**令和5年2月1日**からの運用開始を目指します。

下水道受益者負担金（分担金）の見直しについて

1. 受益者負担金（分担金）について

下水道はその整備により生活環境が改善され、結果的に当該地域の資産価値の増加につながるものですが、受益の範囲が限定されることなどから、都市計画法第 75 条及び地方自治法第 224 条の規定に基づき、建設事業費の一部を受益者の方に負担していただいております。現在、本市では特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の処理区で徴収しています。

2. 受益者負担金（分担金）の現状

《現行の受益者負担金（分担金）の賦課基準》

区分	賦課基準	備考
合併前に採択された事業（処理区）	合併前の旧市町村の条例の例による	特環5処理区 農集6処理区
合併後に採択された事業（処理区）	事業費のうち、処理施設分の5%、 管路施設分の10% ただし45万円を上限とする。	農集4処理区

- ▶ 上記のほか、農業集落排水維持管理組合で賦課徴収している処理区が 15 処理区、地区で賦課徴収している処理区が 1 処理区あります。
- ▶ 現行の各処理区の負担金（分担金）は、**別紙 6** のとおりです。

3. 運用上の課題

合併前に採択された事業（処理区）では、負担金（分担金）の額は処理区ごとに異なっており、本市の下水道としての負担金（分担金）の取扱いが統一されていません。

4. 見直し内容

- ▶ 負担金（分担金）の額について、概ね今後新たに処理区内に居住される方、または今後整備される区域の方が対象となることから、整備手法や地域における公平性の確保の観点から、合併以降、伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例において上限額として採用している、**1戸当り 45万円に統一**します。
- ▶ 伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例で規定している**賦課基準（処理施設の 5%、管路施設の 10%）**は、この基準を存続させることにより、今後新たに下水道が整備された場合、その区域において異なる負担金（分担金）額となる可能性があり、統一の方向性と整合しないことから、**廃止**します。
- ▶ 負担金（分担金）は条例の規定に基づき、**全て市が徴収**します。

5. 運用開始時期

令和 4 年 7 月 1 日から運用を開始します。

《農業集落排水》

地区	処理区	一般家庭		事業所等				
		基本料金	加算料金	基本料金	加算料金			
上野	上之庄	2,420	1人につき	440	2,420	建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づき算出した浄化槽の処理対象人員1人につき	440	
	朝屋百田	2,420	〃	440	2,420	〃	440	
	下友生	3,300	〃	550	3,300	〃	550	
	桂	3,300	〃	550	3,300	〃	550	
	古山	3,630	〃	550	3,630	〃	550	
	比自岐	3,520	〃	550	3,520	〃	550	
	府中第1	3,300	〃	550	3,300	〃	550	
	府中第2	3,300	〃	550	3,300	〃	550	
	府中第3	3,300	〃	550	3,300	〃	550	
	西高倉	3,850	〃	522	3,850	〃	522	
	猪田	2,310	〃	330	2,310	〃	330	
	長田	2,750	〃	440	2,750	〃	440	
	花之木	2,750	〃	440	2,750	〃	440	
	西山	3,850	〃	524	3,850	〃	524	
伊賀	神戸	2,750	〃	550	2,750	〃	550	
	花垣	3,300	〃	550	3,300	〃	550	
	依那古	2,750	〃	550	2,750	〃	550	
	壬生野東部	2,200	〃	770	2,200	1mにつき	192	
島ヶ原	上三ヶ区 中矢第1 中矢第2	2,750	〃	550	2,750	50人以下	事業所等(独立) 事業排水なし	0
							事業所等(独立) 事業排水あり	1,100
						51人 ~150人	事業所等(独立) 事業排水なし	1,100
							事業所等(独立) 事業排水あり	3,300
						151人 ~300人	事業所等(独立) 事業排水なし	8,250
							事業所等(独立) 事業排水あり	16,500
						301人以上	事業所等(独立)	33,000
						50人以下	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	0円+ 世帯人数×550円
							事業所等(住宅併用) 事業排水あり	1,100円+ 世帯人数×550円
						51人 ~150人	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	1,100円+ 世帯人数×550円
	事業所等(住宅併用) 事業排水あり	3,300円+ 世帯人数×550円						
151人 ~300人	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	8,250円+ 世帯人数×550円						
	事業所等(住宅併用) 事業排水あり	16,500円+ 世帯人数×550円						
301人以上	事業所等(住宅併用)	33,000						
阿山	鞆田	2,750	〃	550	2,750	50人以下	事業所等(独立) 事業排水なし	0
							事業所等(独立) 事業排水あり	1,100
						51人 ~150人	事業所等(独立) 事業排水なし	1,100
							事業所等(独立) 事業排水あり	3,300
						151人 ~300人	事業所等(独立) 事業排水なし	8,250
							事業所等(独立) 事業排水あり	16,500
						301人以上	事業所等(独立)	33,000
						50人以下	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	0円+ 世帯人数×550円
							事業所等(住宅併用) 事業排水あり	1,100円+ 世帯人数×550円
						51人 ~150人	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	1,100円+ 世帯人数×550円
	事業所等(住宅併用) 事業排水あり	3,300円+ 世帯人数×550円						
151人 ~300人	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	8,250円+ 世帯人数×550円						
	事業所等(住宅併用) 事業排水あり	16,500円+ 世帯人数×550円						
301人以上	事業所等(住宅併用)	33,000						
大山田	平田	2,530	〃	495	2,530	建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づき算出した浄化槽の処理対象人員1人につき	495	
	真泥	3,300	〃	660	3,300	〃	660	
	奥馬野	2,619	〃	524	2,619	〃	524	
	広瀬川北	2,200	〃	550	2,200	〃	550	
	山田南	3,300	〃	660	3,300	〃	660	

処理区別の使用料シミュレーション

(※あくまで標準的な世帯におけるモデルケースであり、個々の使用者の実際の増減額や改定率は水道使用水量により異なります。)

事業	地域	処理区	現行使用料 (20㎡使用)	改定使用料 (20㎡使用)	増減額	改定率
公共下水道	上野	新都市	2,640	5,170	2,530	1.96

R4~R5 (軽減率75%)			R6~R7 (軽減率50%)			R8~R9 (軽減率25%)			R10 (軽減なし)		
使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率
3,272	632	1.24	3,905	633	1.19	4,537	632	1.16	5,170	633	1.14

事業	地域	処理区	現行使用料 (3人世帯)	改定使用料 (20㎡使用)	増減額	改定率
特定環境保全 公共下水道	伊賀	柘植	4,510	5,170	660	1.15
		西部	4,510		660	1.15
		希望ヶ丘	4,510		660	1.15
	島ヶ原	島ヶ原	4,400		770	1.18
河合		4,400	770		1.18	
農業集落排水	上野	上之庄	3,740		1,430	1.38
		朝屋百田	3,740		1,430	1.38
		下友生	4,950		220	1.04
		桂	4,950		220	1.04
		古山	5,280		-110	0.98
		比自岐	5,170		0	1.00
		府中第1	4,950		220	1.04
		府中第2	4,950		220	1.04
		府中第3	4,950		220	1.04
		西高倉	5,416		-246	0.95
		猪田	3,300		1,870	1.57
		長田	4,070	1,100	1.27	
		花之木	4,070	1,100	1.27	
		西山	5,422	-252	0.95	
	伊賀	神戸	4,400	770	1.18	
		花垣	4,950	220	1.04	
	伊賀	依那古	4,400	770	1.18	
		壬生野東部	4,510	660	1.15	
	島ヶ原	上三ヶ区	4,400	770	1.18	
		中矢1	4,400	770	1.18	
	阿山	中矢2	4,400	770	1.18	
		鞆田	4,400	770	1.18	
	大山田	平田	4,015	1,155	1.29	
		真泥	5,280	-110	0.98	
		奥馬野	4,191	979	1.23	
		広瀬川北	3,850	1,320	1.34	
	山田南	5,280	-110	0.98		

R4~R5 (軽減率75%)			R6~R7 (軽減率50%)			R8~R9 (軽減率25%)			R10 (軽減なし)		
使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率
4,675	165	1.04	4,840	165	1.04	5,005	165	1.03	5,170	165	1.03
4,675	165	1.04	4,840	165	1.04	5,005	165	1.03	5,170	165	1.03
4,675	165	1.04	4,840	165	1.04	5,005	165	1.03	5,170	165	1.03
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,097	357	1.10	4,455	358	1.09	4,812	357	1.08	5,170	358	1.07
4,097	357	1.10	4,455	358	1.09	4,812	357	1.08	5,170	358	1.07
5,005	55	1.01	5,060	55	1.01	5,115	55	1.01	5,170	55	1.01
5,005	55	1.01	5,060	55	1.01	5,115	55	1.01	5,170	55	1.01
5,253	-27	0.99	5,225	-28	0.99	5,198	-27	0.99	5,170	-28	0.99
5,170	0	1.00	5,170	0	1.00	5,170	0	1.00	5,170	0	1.00
5,005	55	1.01	5,060	55	1.01	5,115	55	1.01	5,170	55	1.01
5,005	55	1.01	5,060	55	1.01	5,115	55	1.01	5,170	55	1.01
5,005	55	1.01	5,060	55	1.01	5,115	55	1.01	5,170	55	1.01
5,355	-61	0.99	5,293	-62	0.99	5,232	-61	0.99	5,170	-62	0.99
3,767	467	1.14	4,235	468	1.12	4,702	467	1.11	5,170	468	1.10
4,345	275	1.07	4,620	275	1.06	4,895	275	1.06	5,170	275	1.06
4,345	275	1.07	4,620	275	1.06	4,895	275	1.06	5,170	275	1.06
5,359	-63	0.99	5,296	-63	0.99	5,233	-63	0.99	5,170	-63	0.99
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
5,005	55	1.01	5,060	55	1.01	5,115	55	1.01	5,170	55	1.01
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,675	165	1.04	4,840	165	1.04	5,005	165	1.03	5,170	165	1.03
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,592	192	1.04	4,785	193	1.04	4,977	192	1.04	5,170	193	1.04
4,303	288	1.07	4,592	289	1.07	4,881	289	1.06	5,170	289	1.06
5,253	-27	0.99	5,225	-28	0.99	5,198	-27	0.99	5,170	-28	0.99
4,435	244	1.06	4,680	245	1.06	4,925	245	1.05	5,170	245	1.05
4,180	330	1.09	4,510	330	1.08	4,840	330	1.07	5,170	330	1.07
5,253	-27	0.99	5,225	-28	0.99	5,198	-27	0.99	5,170	-28	0.99

事業	地域	処理区	現行使用料 (7人槽)	改定使用料 (20㎡世帯)	増減額	改定率
戸別合併処理 浄化槽	青山の 一部	—	6,050	5,170	-880	0.85

R4~R5 (軽減率75%)			R6~R7 (軽減率50%)			R8~R9 (軽減率25%)			R10 (軽減なし)		
使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率	使用料	増減額	改定率
5,830	-220	0.96	5,610	-220	0.96	5,390	-220	0.96	5,170	-220	0.96

県内他市等の現行下水道使用料（一般用・1ヶ月当たり）

《県内市》

（税込・単位：円）

団体名	基本使用料	従量使用料 (1m ³ 当たり)	標準使用料 (20m ³)	備考	
津市	836	1～10m ³	6.6	2,519	公共、特環、浄化槽 農集は人頭制
		11～30m ³	161.7		
		31～50m ³	203.5		
		51～100m ³	245.3		
		101～500m ³	301.4		
		501～1,250m ³	349.8		
		1,251m ³ 以上	370.7		
四日市市	715 (5m ³ まで)	5m ³ 超30m ³ まで	187.0	3,520	公共、特環 農集は人頭制
		30m ³ 超100m ³ まで	275.0		
		100m ³ 超500m ³ まで	374.0		
		500m ³ 超	418.0		
伊勢市	1,100 (10m ³ まで)	10m ³ 超20m ³ まで	143.0	2,530	公共、特環
		20m ³ 超30m ³ まで	165.0		
		30m ³ 超50m ³ まで	198.0		
		50m ³ 超100m ³ まで	231.0		
		100m ³ 超500m ³ まで	269.5		
		500m ³ 超	308.0		
松阪市	693	1m ³ ～10m ³ まで	38.5	3,113	公共 農集は人頭制 浄化槽は人槽制
		10m ³ 超20m ³ まで	203.5		
		20m ³ 超30m ³ まで	225.5		
		30m ³ 超60m ³ まで	253.0		
		60m ³ 超100m ³ まで	286.0		
		100m ³ 超300m ³ まで	319.0		
		300m ³ 超	352.0		
桑名市	1,197	1m ³ ～10m ³ まで	27.5	3,496	公共、農集
		10m ³ 超20m ³ まで	202.4		
		20m ³ 超30m ³ まで	216.7		
		30m ³ 超50m ³ まで	294.8		
		50m ³ 超100m ³ まで	308.0		
		100m ³ 超200m ³ まで	358.6		
		200m ³ 超500m ³ まで	370.7		
		500m ³ 超1,000m ³ まで	396.0		
1,000m ³ 超	433.4				
鈴鹿市	1,265	1m ³ ～5m ³	5.5	3,025	公共、農集
		6m ³ ～10m ³	82.5		
		11m ³ ～20m ³	132.0		
		21m ³ ～30m ³	170.5		
		31m ³ ～50m ³	220.0		
		51m ³ ～100m ³	264.0		
		101m ³ ～500m ³	335.5		
		501m ³ 以上	385.0		
名張市	1,650 (10m ³ まで)	11m ³ ～20m ³	169.4	3,344	公共、農集
		21m ³ ～30m ³	185.9		
		31m ³ ～50m ³	207.9		
		51m ³ ～100m ³	235.4		
		101m ³ 以上	257.4		
亀山市	990 (10m ³ まで)	10m ³ 超20m ³ まで	148.0	2,470	公共 農集は人頭制
		20m ³ 超30m ³ まで	165.0		
		30m ³ 超50m ³ まで	187.0		
		50m ³ 超100m ³ まで	214.0		
		100m ³ 超500m ³ まで	247.0		
		500m ³ 超	280.0		

団体名	基本使用料	従量使用料 (1m ³ 当たり)	標準使用料 (20m ³)	備考	
鳥羽市	1,100 (10m ³ まで)	11m ³ から20m ³ まで	110.0	2,210	特環
		21m ³ から50m ³ まで	143.0		
		51m ³ から100m ³ まで	187.0		
		101m ³ から200m ³ まで	242.0		
		201m ³ から500m ³ まで	286.0		
		501m ³ 以上	319.0		
いなべ市	550	1m ³ 以上11m ³ 未満	33.0	2,090	公共、特環、農集
		11m ³ 以上31m ³ 未満	121.0		
		31m ³ 以上51m ³ 未満	137.5		
		51m ³ 以上101m ³ 未満	154.0		
		101m ³ 以上251m ³ 未満	170.5		
		251m ³ 以上501m ³ 未満	187.0		
501m ³ 以上	203.5				
志摩市	1,408 (8m ³ まで)	9m ³ ～20m ³	242.0	4,312	特環、農集
		21m ³ ～30m ³	253.0		
		31m ³ ～50m ³	275.0		
		51m ³ ～100m ³	286.0		
		101m ³ ～200m ³	297.0		
		201m ³ ～500m ³	308.0		
		501m ³ 以上	330.0		

《他県隣接市》

団体名	基本使用料	従量使用料 (1m ³ 当たり)	標準使用料 (20m ³)	備考	
甲賀市	1,361 (10m ³ まで)	11m ³ 以上20m ³ まで	146.3	2,824	公共、特環、農集
		21m ³ 以上30m ³ まで	157.3		
		31m ³ 以上50m ³ まで	167.2		
		51m ³ 以上100m ³ まで	178.2		
		101m ³ 以上	188.1		
奈良市	165	1m ³ 当たり	136.4	2,893	公共、農集

収支シミュレーション（現行使用料を継続した場合）

※経営戦略収支計画ベース（R1、R2年度は決算額）

（単位：百万円）

項目		年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R9	R10	
収益的収支（税抜）	収益的収入	営業収益	使用料収入（現行相当分）①	609.4	621.6	621.7	622.0	622.0	621.4	620.3	619.5	619.6	618.6	
			その他	2.4	1.8	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9
			小計	611.8	623.4	641.6	641.9	641.9	641.3	640.2	639.4	639.5	638.5	638.5
		営業外収益	他会計補助金	887.1	875.4	980.4	1,012.1	1,018.3	1,032.6	1,032.0	1,050.5	1,035.9	1,032.2	1,032.2
			長期前受金戻入等	1,141.2	1,087.4	818.0	796.0	788.3	752.9	747.6	708.1	698.7	703.0	703.0
		小計	2,028.3	1,962.8	1,798.4	1,808.1	1,806.6	1,785.5	1,779.6	1,758.6	1,734.6	1,735.2	1,735.2	
		計（A）	2,640.1	2,586.2	2,440.0	2,450.0	2,448.5	2,426.8	2,419.8	2,398.0	2,374.1	2,373.7	2,373.7	
	収益的支出	営業費用	職員給与費、経費②	618.1	642.1	629.7	628.5	658.0	657.5	656.4	654.9	652.4	680.4	680.4
			減価償却費	1,390.1	1,321.0	1,319.7	1,287.1	1,275.5	1,208.8	1,223.5	1,147.4	1,126.2	1,131.2	1,131.2
			小計	2,008.2	1,963.1	1,949.4	1,915.6	1,933.5	1,866.3	1,879.9	1,802.3	1,778.6	1,811.6	1,811.6
営業外費用		支払利息③	270.2	252.9	254.0	244.2	238.5	238.0	235.1	246.3	248.8	258.5	258.5	
		その他	6.6	3.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	小計	276.8	256.6	254.8	245.0	239.3	238.8	235.9	247.1	249.6	259.3	259.3		
	計（B）	2,285.0	2,219.7	2,204.2	2,160.6	2,172.8	2,105.1	2,115.8	2,049.4	2,028.2	2,070.9	2,070.9		
	経常損益（C）=（A）-（B）	355.1	366.5	235.8	289.4	275.7	321.7	304.0	348.6	345.9	302.8	302.8		
	特別損失（D）	0.4	-0.4	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8		
資本的収支（税込）	資本的収入	企業債、他会計補助金、国県補助金	1,065.3	739.8	1,321.1	1,799.4	2,384.1	2,117.1	3,029.5	1,991.1	1,874.5	2,322.9	2,322.9	
		その他	153.0	137.6	32.2	32.7	33.3	33.9	34.5	35.1	69.8	70.4	70.4	
		計（F）	1,218.3	877.4	1,353.3	1,832.1	2,417.4	2,151.0	3,064.0	2,026.2	1,944.3	2,393.3	2,393.3	
	資本的支出	企業債償還金④	923.0	949.6	971.2	995.5	1,011.6	1,044.1	1,057.6	1,057.3	1,034.2	996.3	996.3	
建設改良費等		838.6	671.6	1,290.4	1,791.1	2,382.6	2,101.7	3,068.7	2,005.8	1,912.4	2,429.2	2,429.2		
	計（G）	1,761.6	1,621.2	2,261.6	2,786.6	3,394.2	3,145.8	4,126.3	3,063.1	2,946.6	3,425.5	3,425.5		
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額（G）-（F）	543.3	743.8	908.3	954.5	976.8	994.8	1,062.3	1,036.9	1,002.3	1,032.2	1,032.2		
経費回収率	汚水処理費	うち維持管理費分②	618.1	642.1	629.7	628.5	658.0	657.5	656.4	654.9	652.4	680.4	680.4	
		うち資本費（元利償還金）分⑤=③+④	1,193.2	1,202.5	1,225.2	1,239.7	1,250.1	1,282.1	1,292.7	1,303.6	1,283.0	1,254.8	1,254.8	
		計⑥=②+⑤	1,811.3	1,844.6	1,854.9	1,868.2	1,908.1	1,939.6	1,949.1	1,958.5	1,935.4	1,935.2	1,935.2	
	経費回収率①/⑥	33.6%	33.7%	33.5%	33.3%	32.6%	32.0%	31.8%	31.6%	32.0%	32.0%	32.0%		
	うち維持管理費分①/②	98.6%	96.8%	98.7%	99.0%	94.5%	94.5%	94.5%	94.6%	95.0%	90.9%	90.9%		
	うち資本費分①-②/⑤	-0.7%	-1.7%	-0.7%	-0.5%	-2.9%	-2.8%	-2.8%	-2.7%	-2.6%	-4.9%	-4.9%		
預現金	現金預金期首残高			1,824.5	1,959.4	1,773.5	1,715.0	1,547.8	1,456.9	1,362.5	1,202.7	1,076.2	969.4	
	現金預金期末残高			1,959.4	1,773.5	1,715.0	1,547.8	1,456.9	1,362.5	1,202.7	1,076.2	969.4	793.1	
	現金預金増減額			134.9	-185.9	-58.5	-167.2	-90.9	-94.4	-159.8	-126.6	-106.8	-176.3	

維持管理等を行う収益的収支では黒字になっていますが、下水道管や処理場施設等の整備・改良を行う資本的収支では赤字になっています。事業活動で得た収益だけでは、施設整備や改良を行うことができない状況です。

※1 長期前受金戻入とは、資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を減価償却に対応して収益化したもので、現金の収入を伴わない収益です。

※2 減価償却費とは、経年により建物や車両などの資産の価値が減少した分に相当する金額を費用に計上したもので、現金の支出を伴わない費用です。

収支シミュレーション（使用料改定を行った場合）

※経営戦略収支計画ベース（R1、R2年度は決算額）

（単位：百万円）

項目		年度	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	
収益的 収支 (税抜)	収益的 収入	営業 収益	使用料収入(現行相当分) ①	609.4	621.6	621.7	622.0	622.0	621.4	620.3	619.5	619.6	618.6
			使用料収入(増収分) ②	0.0	0.0	0.0	8.1	61.7	125.4	125.0	187.7	187.4	251.2
			(激変緩和に伴う軽減率) 計 ③=①+②	609.4	621.6	621.7	630.1	683.7	746.8	745.3	807.2	807.0	869.8
		その他	2.4	1.8	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9
		小計	611.8	623.4	641.6	650.0	703.6	766.7	765.2	827.1	826.9	889.7	
		営業外 収益	他会計補助金	887.1	875.4	980.4	1,012.1	1,018.3	1,032.6	1,032.0	1,050.5	1,035.9	1,032.2
	長期前受金戻入等		1,141.2	1,087.4	818.0	796.0	788.3	752.9	747.6	708.1	698.7	703.0	
	小計		2,028.3	1,962.8	1,798.4	1,808.1	1,806.6	1,785.5	1,779.6	1,758.6	1,734.6	1,735.2	
	計(A)	2,640.1	2,586.2	2,440.0	2,458.1	2,510.2	2,552.2	2,544.8	2,585.7	2,561.5	2,624.9		
	収益的 支出	営業 費用	職員給与費、経費 ④	618.1	642.1	629.7	628.5	658.0	657.5	656.4	654.9	652.4	680.4
			減価償却費	1,390.1	1,321.0	1,319.7	1,287.1	1,275.5	1,208.8	1,223.5	1,147.4	1,126.2	1,131.2
		小計	2,008.2	1,963.1	1,949.4	1,915.6	1,933.5	1,866.3	1,879.9	1,802.3	1,778.6	1,811.6	
		営業外 費用	支払利息 ⑤	270.2	252.9	254.0	244.2	238.5	238.0	235.1	246.3	248.8	258.5
			その他	6.6	3.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
小計		276.8	256.6	254.8	245.0	239.3	238.8	235.9	247.1	249.6	259.3		
計(B)	2,285.0	2,219.7	2,204.2	2,160.6	2,172.8	2,105.1	2,115.8	2,049.4	2,028.2	2,070.9			
経常損益 (C) = (A) - (B)	355.1	366.5	235.8	297.5	337.4	447.1	429.0	536.3	533.3	554.0			
特別損失 (D)	0.4	-0.4	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8			
(税込) 資本的 収支	資本的 収入	企業債、他会計補助金、国県補助金	1,065.3	739.8	1,321.1	1,799.4	2,384.1	2,117.1	3,029.5	1,991.1	1,874.5	2,322.9	
		その他	153.0	137.6	32.2	32.7	33.3	33.9	34.5	35.1	69.8	70.4	
	計(F)	1,218.3	877.4	1,353.3	1,832.1	2,417.4	2,151.0	3,064.0	2,026.2	1,944.3	2,393.3		
	資本的 支出	企業債償還金 ⑥	923.0	949.6	971.2	995.5	1,011.6	1,044.1	1,057.6	1,057.3	1,034.2	996.3	
建設改良費等		838.6	671.6	1,290.4	1,791.1	2,382.6	2,101.7	3,068.7	2,005.8	1,912.4	2,429.2		
計(G)	1,761.6	1,621.2	2,261.6	2,786.6	3,394.2	3,145.8	4,126.3	3,063.1	2,946.6	3,425.5			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (G)-(F)	543.3	743.8	908.3	954.5	976.8	994.8	1,062.3	1,036.9	1,002.3	1,032.2			
経費 回収 率	汚水 処理費	うち維持管理費分 ④	618.1	642.1	629.7	628.5	658.0	657.5	656.4	654.9	652.4	680.4	
		うち資本費(元利償還金)分 ⑦=⑤+⑥	1,193.2	1,202.5	1,225.2	1,239.7	1,250.1	1,282.1	1,292.7	1,303.6	1,283.0	1,254.8	
	計 ⑧=④+⑦	1,811.3	1,844.6	1,854.9	1,868.2	1,908.1	1,939.6	1,949.1	1,958.5	1,935.4	1,935.2		
	経費回収率 ③/⑧	33.6%	33.7%	33.5%	33.7%	35.8%	38.5%	38.2%	41.2%	41.7%	44.9%		
うち維持管理費分 ③/④	98.6%	96.8%	98.7%	100.3%	103.9%	113.6%	113.5%	123.3%	123.7%	127.8%			
うち資本費分 ③-④/⑦	-0.7%	-1.7%	-0.7%	0.1%	2.1%	7.0%	6.9%	11.7%	12.0%	15.1%			
預現金	現金預金期首残高	1,824.5	1,959.4	1,773.5	1,715.0	1,556.7	1,533.7	1,577.2	1,555.0	1,634.9	1,734.3		
	現金預金期末残高	1,959.4	1,773.5	1,715.0	1,556.7	1,533.7	1,577.2	1,555.0	1,634.9	1,734.3	1,834.2		
	現金預金増減額	134.9	-185.9	-58.5	-158.3	-23.0	43.6	-22.3	79.9	99.4	100.0		

維持管理等を行う収益的収支では黒字になっていますが、下水道管や処理場施設等の整備・改良を行う資本的収支では赤字になっています。事業活動で得た収益だけでは、施設整備や改良を行うことができない状況です。

※1 長期前受金戻入とは、資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を減価償却に対応して収益化したもので、現金の収入を伴わない収益です。

※2 減価償却費とは、経年により建物や車両などの資産の価値が減少した分に相当する金額を費用に計上したもので、現金の支出を伴わない費用です。

現行の下水道受益者負担金（分担金）

事業	地区名	1戸当り負担金 (千円)	負担割合 (%)	徴収主体	備考
公共	新都市	—	—	—	負担金は土地代に含まれる
特環公共	柘植	80(250) 事業所69/人		市	
	西部	80(250) 事業所69/人		市	
	希望ヶ丘	80(250) 事業所69/人		市	
	河合	330		市	
	島ヶ原	380	定額	市	
農業集落排水	上之庄	740	補助対象15% 単独費50%	組合	組合解散済み
	朝屋百田	1,338	補助対象15% 単独費50%	組合	
	下友生	1,365	補助対象15% 単独費50%	組合	
	桂	936	補助対象15% 単独費50%	組合	組合解散済み
	古山	830	処理施設10% 管路補助15% 管路単独22.5%	組合	組合解散済み
	府中第3	741(450)	処理施設10% 管路補助15% 管路単独22.5%	組合	
	比自岐	842	処理施設10% 管路補助10-15% 管路単独15-22.5%	組合	
	府中第2	713(450)	処理施設10% 管路補助10-15% 管路単独15-22.5%	組合	
	西高倉	825	処理施設10% 管路補助10-15% 管路単独15-22.5%	組合	
	府中第1	776(450)	処理施設10% 管路補助10-15% 管路単独15-22.5%	組合	
	猪田	486	補助対象10% 管路単独15%	組合	
	長田	438	補助対象10% 管路単独15%	組合	組合解散済み
	花之木	574	補助対象10% 管路単独15%	組合	
	西山	616	補助対象10% 管路単独15%	組合	
	神戸	最大450	処理施設5% 管路施設10%	市	組合解散済み
	花垣	最大450	処理施設5% 管路施設10%	市	組合解散済み
	依那古	最大450	処理施設5% 管路施設10%	市	組合解散済み
	壬生野東部	80(250)	特環(伊賀)と同額	市	
	上三ヶ区	380	定額	市	
	中矢	380	定額	市	

事業	地区名	1戸当り負担金 (千円)	負担割合 (%)	徴収主体	備考
農業 集落 排水	鞆田	330	補助残の10%	市	
	平田	103	処理施設10% 管路補助0% 管路単独100%	区	
	真泥	194	処理施設10% 管路補助0% 管路単独100%	組合	
	奥馬野	150	処理施設・管路10%	市	
	広瀬・川北	197(400)	処理施設・管路10%	市	
	山田南	最大450	処理施設5% 管路施設10%	市	